

冬期間の交通確保のため 除雪作業にご協力ください



今年も雪が降る季節となりました。町では、安全・安心な冬期間交通を確保するため、11月から来年3月まで除雪作業を行います。今年度も円滑に除雪作業を行うためにも、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町道除雪実施基準

町内各所に観測点を設け道路上降雪深が10センチを超えた場合に除雪作業を開始します。なお、11月・12月の降雪直後、3月の融雪時期にあつては気象状況に応じて路上降雪深を15センチとします。

機械除雪作業を円滑に行うために

- 障害物には目印や除去を
道路上に樹木の枝など（高さ4メートル以下のもの）が出ていたら除雪が出来ない場合があります。早めに切ついてください
- 除雪車には近づかないで
道路上に置いているはせ木や肥料なども除雪の妨げになります。

- 路上駐車は絶対にしないで
道路に駐車すると、除雪作業の支障になるばかりか、吹雪や夜間は交通事故の原因になりますので、絶対に路上駐車しないでください。
- 地域で協力をお願いします
最近増えている一人暮らしの高齢者世帯や高齢夫婦世帯、また母子家庭などは、雪にかかる負担がとても大きいものです。各地域においても除雪が困難な家庭に配慮いただけ、近所のかたによる除雪作業などにご協力くださいます。

たり除雪車で壊す恐れがありますので早めに取り除いてください。
なお、道路付近の民有地にあるプロックやマンホールなども除雪車で壊す恐れがありますので、除雪前に目印（長さ3メートル以上の棒の先に赤い布などの目印をつける）を立ててください。

道路に雪を出さないで

道路は人や車の通る場所です。道路に雪を出すと路面凍結の原因になるほか、路面が凹凸になり交通事故の原因になる恐れがあります。
また、屋根から道路に雪が落ちる場合は危険ですから「なで止め」などで防止し、屋根から下ろした雪は道路に投げ出さないでください。

- 除雪にご協力ください
距離をとり、安全運転・通行を心がけてください。
- 道路側溝に投雪しないで
除雪した雪を側溝に捨てても水温が低いため、雪はなかなか融けません。そのため、捨てた雪が側溝をせき止め、溢れた水が道路に流れだし、住宅の床上まで浸水した例があります。



要望対応について

除雪についての要望・問題点は個人ではなく、必ず区長さん・町内長さんが代表して建設水道課に連絡してください。

